

平成30年1月1日

関東自動車株式会社

平成29年度、運輸安全マネジメントに関する取組み

(平成29年10月～平成30年9月)

関東自動車株式会社においては、輸送の安全確保をするため、以下のとおり全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

<社訓>

誠心誠意・・・真心（まごころ）をつくす

融和統一・・・共通の目標に向かって力を併せていかなければならない

礼儀・・・相手の立場、人の人格を尊重するところから出発し、
自らもまた人から尊重されるという相互関係を図る

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(PLAN Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

前項1の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施します。
- (6) グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。
- (7) 外部コンサルティング会社からの指導を導入し事故削減に努めます。

3. 輸送の安全性に関する目標

当社の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を策定します。

年度:平成29年度

① 事故に関するもの

【 区 分 】 【 目 標 】

有責重大事故 0件

アルコール検知事案 0件

* 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

平成28年度:有責重大事故・事案発生件数 0件

② 運輸安全マネジメント体制の更なる構築と改善実施

③ 全従業員に対し、運輸安全マネジメントに係わる安全方針等を、継続的に社内伝達・共有します。

④ ヒヤリ・ハット情報の収集と共有化に努めます。又、全運転士教育時にはドライブレコーダの映像を活用します。

⑤ 健康管理対策を充実します。

ア)定期健康診断の完全実施、及び産業医による心身の健康相談を実施します。

イ)高速・貸切バスの運転士に対し、脳ドックの計画的な受診を実施します。

ウ)全運転士に対し、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の検査を計画的に実施し、治療の経過等も追跡して把握するよう実施します。

エ)一定の年齢の運転士に対し、定期健康診断を年2回実施します。

⑥ 一定の年齢の運転士に対し3年に一度実施している運転適齢診断を、年1回実施します。

4. 輸送の安全に関する計画

当社は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成します。

(1)教育計画

ア)年間計画を作成するに当たっては、過去の事故の発生状況・過去の計画の実施状況を踏まえ、現場の声を汲み上げて、事業所単位で参加型の運転士教育を実施します。

イ)運行管理者及び補助者については、定期的に外部機関での講習を受講させ、運行管理者の責務や法令・輸送の安全確保に関する知識を習得させると共に厳正な点呼執行のための研修会を実施します。

ウ)独立行政法人・自動車事故対策機構(NASVA)の適性診断を年度計画に基づき受診させ、また健康診断の結果を有効に活用した乗務員の個別指導を更に充実させます。

エ)乗合・高速・貸切バス運転教習や積雪・凍結時走行教習等、実践的な教習を継続的に実施し、運転技術の向上を図ります。

オ)加害人身事故、損害額の大きい加害物件事故を起こした事故惹起者に対して特別教育を実施します。

カ)エコドライブ強化月間を設定して、エコドライブの実践に向けた研修会を実施します。

キ)有責事故惹起者教育を定期的に実施します。

ク)車内事故防止のため、乗客の着座完了確認を運転士に徹底させるための教育を実施します。

ケ)車内事故防止のため、肉声での車内アナウンスを運転士に行わせるための教育を実施します。

(2)設備投資

ア)車両については、計画的に最新の型式へ代替します。

平成29年度 乗合・貸切・高速・特定 合計17両など

イ)全保有車両の整備状況を再点検し、計画・予防整備に対する取組みを強化します。

ウ)ドライブレコーダは、平成24年度に於いて既存車両は全て搭載しているが、高性能な最新機器への更新を今年度中に全車両に実施します。

エ)バスロケーションシステムを一般路線バス全車両への搭載が完了し、正確なバスの位置情報を把握することにより、運行管理の強化と乗客へのサービス向上を図ります。

(3)安全運動

ア)輸送の安全運動を下記①～④のとおり年4回行い、輸送の安全性向上に努めます。

① 春の全国交通安全運動(4月中旬)

② 夏季の輸送安全総点検(8月上旬)

③ 秋の全国交通安全運動(9月下旬)

④ 年末年始の輸送安全総点検(12月中旬～翌年1月上旬)

①～④の期間中、停留所にて乗客の安全確保を目的とした街頭指導を実施

イ)事故・災害等に関する報告・連絡体制の確認訓練の実施

(4)社長と「各種委員会」「各種会議体」との連携強化

ア)社長は「各種委員会」「各種会議体」から定期的・継続的な報告を受け運輸安全マネジメントの推進状況を掌握し適切な指示をします。

イ)「運輸安全マネジメント」内部監査チームによる定例的な業務部門監査体制を強化維持します。

① 平成28年度は、本社各部及び全営業所の業務監査・指導を実施しました。

② 平成29年度は、本社各部及び各営業所とも年1回以上の業務監査・指導を計画します。

ウ)運輸安全委員会は運輸安全マネジメントの徹底を図ることを目的に、各種委員会の活動状況を包括的に取り纏めます。

エ)各種委員会・各種会議体

「委員会」

① 運輸安全委員会

② 本社事故防止対策委員会・営業所事故防止対策委員会

③ コンプライアンス委員会

④ 安全衛生委員会

⑤「運輸安全マネジメント」内部監査チーム

「会議体」

① 本社幹部・営業所長会議

② 運行管理者・整備管理者会議

③ 営業所会議

5. 安全統括管理者

関東自動車株式会社 運輸安全部 部長 小久保 宏幸

6. 安全管理規程

別紙、当社「安全管理規程」のとおりです。

7. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙のとおり

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

別紙のとおり

9. 輸送の安全に関する内部監査および改善措置

- (1)平成20年9月1日付けにて、「運輸安全マネジメント」輸送の安全に関する内部監査・手順書を制定し、輸送に係わる安全管理体制に対しての監査体制を確立しました。
- (2)安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも各営業所毎年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を行います。
- (3)また、重大事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他に必要と認められる場合には、緊急に輸送安全に関する内部監査を行います。
- (4)安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

10. 輸送の安全性に関する予定額及び実績額

輸送の安全性向上を目的として取り組む「投資額、費用等(新車及び代替車購入、点検整備費、安全装置の設備など)」を金額に示すと、次のとおりとなります。

平成28年度予定	776百万円	平成28年度実績額	717百万円
平成29年度予定	659百万円		

以上